

諏訪信用金庫 個人向けインターネットバンキングサービス利用規定

平成25年1月現在

第1条 諏訪信用金庫個人向けインターネットバンキングサービスの概要

1. 諏訪信用金庫個人向けインターネットバンキングサービス(以下「本サ - ビス」といいます。)とは、パ - ソナルコンピュータや本サービス対応の携帯電話等の機器(以下「端末」といいます。)を用いたご契約者(以下「ご契約先」といいます。)からの依頼に基づき、資金移動、口座情報の照会、その他当金庫所定の取引を行うサ - ビスをいいます。

ただし当金庫はその裁量により、本サ - ビスの対象となる取引および内容を、ご契約先に対して事前に通知することなく、追加または変更する場合があります。

かかる追加または変更により、万一ご契約先に損害が生じた場合にも、当金庫の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当金庫は責任を負いません。

2. 利用申込

(1)本サ - ビスの利用を申込みされるお客様は、本利用規定およびその他関連諸規定の内容をご了承のうえ、「個人向けインターネットバンキングサ - ビス申込書(以下「申込書」といいます。)に必要事項を記載して当金庫に提出するものとします。

(2)当金庫が「申込書」に押印された印影と届出の印鑑とを相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱ったうえは、「申込書」に偽造、変造その他事故があっても、そのために生じた損害については当金庫は責任を負いません。

(3)利用申込者は、ご契約先の安全確保のために本利用規定に示した契約者IDまたは各種パスワードの不正使用・誤使用などによるリスク発生の可能性、および本利用規定の内容について了解したうえで、自らの判断と責任において、本サ - ビスの利用申込みをするものとします。

3. 利用資格者

(1)本利用規定に同意し、当金庫本支店に預金口座を開設している個人の方を、本サ - ビスの利用資格者とします。

4. 使用できる端末

本サ - ビスの利用に際して使用できる端末は、当金庫所定の機能を有するものに限り、ます。なお、端末の種類により本サ - ビスの対象となる取引は異なる場合があります。

5. 取扱時間

本サ - ビスの取扱時間は、当金庫所定の時間内とします。ただし、当金庫は、取扱時間をご契約先に事前に通知することなく変更する場合があります。また取扱時間は、取引により異なる場合があります。

6. 代表口座

ご契約先は、お申込店舗に開設しているご契約先名義の普通預金(決済用普通預金を含みます)または貯蓄預金口座の一つを、本サービスによる取引に主に使用する口座(以下「代表口座」といいます。)として申込書により届出するものとします。

7. 手数料等

(1)本サ - ビスの利用にあたっては、当金庫所定の手数料(以下「利用手数料」といいます。)および消費税をいただきます。

当金庫は、利用手数料および消費税を普通預金規定(総合口座取引規定を含みます。)および貯蓄預金規定にかかわらず、通帳・払戻請求書・キャッシュカードの提出を受けることなしに、申込書により届出の口座(以下「引落口座」といいます。)から、当金庫所定の日に自動的に引落すものとします。

なお、引落口座は代表口座とします。

- (2)当金庫は、利用手数料をご契約先に事前に通知することなく変更する場合があります。
- (3)ご契約先は、取引内容により利用手数料以外に当金庫所定の諸手数料および消費税を支払うものとします。
- なお、提供する本サ - ビスの追加または変更に伴い、諸手数料を新設・変更する場合においても、前記(1)と同様の方法により引落すものとします。

第2条 本人確認

1. 本人確認の手段

本サ - ビスの利用資格者の本人確認については、申込者が指定した契約者IDおよび以下に定める各種パスワード等により行うものとします。

2. 契約者ID、ログインパスワード、資金移動用パスワード

契約者ID、初回ログインパスワード、資金移動用パスワードは、ご契約先自身が決定し申込書により当金庫へ届出するものとします。

当金庫は、届出の内容に従い、本サ - ビスの契約者ID、初回ログインパスワード、資金移動用パスワードとして登録します。

また、利用者は本サ - ビスの利用開始前に端末より利用者の契約者ID、ログインパスワードを当金庫所定の手続きにより登録します。

3. 取引の本人確認および依頼内容の確認

- (1)第2条第2項により、すでに契約者ID、ログインパスワード、資金移動用パスワードの登録が完了した利用者の取引時の、本人確認方法および依頼内容の確認方法については、以下に定めるとおりとします。

契約者ID、ログインパスワード、資金移動用パスワードを端末の画面上で利用者自身が入力するものとします。

当金庫は、利用者が入力した各内容と当金庫に登録されている各内容の一致により、次の事項を確認できたものとして取り扱います。

ア.ご契約先の有効な意思による申込みであること。

イ.当金庫が受信した依頼内容が真正なものであること。

- (2)当金庫が前号の方法に従って本人確認をし取引を実施した場合、契約者ID、ログインパスワード、資金移動用パスワードにつき不正使用・誤使用、その他事故があっても当金庫は当該取引を有効なものとして取り扱い、またそのために生じた損害については、当金庫の責に帰すべき事由がある場合を除き、当金庫は責任を負いません。

4. 契約者ID、パスワード等の管理

- (1)各種パスワードは、ご契約先の責任において厳重に管理するものとし、第三者へ開示しないでください。当金庫職員がこれらの内容を尋ねることはありません。

また、各種暗証番号は生年月日、電話番号、連続番号など他人に知られやすい番号を登録することを避けるとともに、定期的に変更手続きを行ってください。

- (2)一度契約した契約者IDの変更はできません。

どうしても変更したい場合は、一度解約のうえ、再度契約する必要があります。

なお、その際には解約前の契約者の内容は新しい契約に引継ぐことはできません。

- (3)ご契約先が、ログインパスワード、資金移動用パスワードを変更する場合には、当金庫所定の手続きにより届出てください。

- (4)ご契約先が契約者ID、ログインパスワード、資金移動用パスワードを失念、または盗難にあった場合には、すみやかにお客様ご本人から当金庫所定の手続きにより当金庫へ届出てください。

この届出に対し、当金庫は本サ - ビスの利用停止等の措置を講じます。この届出以前に生じた損害については、当金庫の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当金庫は責任を負いません。

- (5)本サ - ビスの利用について届出と異なるログインパスワード、資金移動用パスワードの入力が当金庫所定の回数連続して行われた場合は、その時点で当金庫は当該パスワードの利用

を停止します。当該パスワードの利用を再開するには、当金庫に連絡のうえ所定の手続きをとってください。

5. 契約者情報等の取扱い

(1)当金庫は次の契約者情報等を厳正に管理し、ご契約先の情報保護のために十分注意を払い、第2項に定める場合を除き契約者情報を利用しません。

お客様が本サ - ビスへの利用申込時に届出した情報、およびお客様より登録されたサ - ビス使用者に関する情報（第8条に規定された情報を含む）

本サ - ビスの利用履歴およびその他本サ - ビスの利用に伴う種々の情報。

(2)お客様は、契約者情報およびご契約先取引情報につき、当金庫が次の目的のために、業務上必要な範囲内で使用することをあらかじめ承諾するものとします。

新商品、新サ - ビスの企画・開発

ダイレクトメ - ル、Eメ - ル等の発送・発信

ご契約先の管理

その他本サ - ビスの内容を向上させるために必要な行為

(3)当金庫は、必要に応じ契約者情報・ご契約先取引情報を廃棄することができるものとします。

第3条 取引の依頼

1. サ - ビス利用口座の届出

(1)利用申込者は、お申込み店舗に開設している口座（以下「サ - ビス利用口座」といいます。）を、申込書により当金庫宛に届出てください。

(2)当金庫は、届出の内容に従い本サ - ビスの利用口座として登録します。ただし、サ - ビス利用口座として指定可能な預金の種類および本サ - ビスの対象となる各取引において指定可能なサ - ビスの利用口座は、当金庫所定のものに限るものとします。

(3)届出可能なサ - ビス利用口座の口座数は、当金庫所定の数以内とします。

(4)届出可能なサ - ビス利用口座は、ご契約先名義の口座のみとします。

(5)サ - ビス利用口座の追加・変更および削除については、当金庫所定の書面により届出てください。

2. 取引の依頼方法

本サ - ビスによる取引の依頼は、第2条に従った本人確認が終了後、ご契約先が取引に必要な所定事項を当金庫の指定する方法により正確に当金庫に伝達することにより行うものとします。

3. 取引依頼の確定

(1)当金庫が本サ - ビスによる取引の依頼を受け付けた場合、当金庫はご契約先に依頼内容を確認し、ご契約先はその内容が正しい場合には、当金庫の指定する方法で確認した旨を当金庫に回答してください。

この回答が各取引で定める当金庫所定の確認時間内に行われ、かつ当該時間内に当金庫が受信した時点で、当該取引の依頼内容が確定したものとし、当金庫は当金庫所定の方法で各取引の手続きを行います。

なお、特に定めのない限り、取引依頼の確定後に依頼内容の取消、変更はできないものとします。

(2)前号の取引において、実施結果および取引依頼の確認内容に不明な点がある場合、またはその通知が受信できなかった場合は、当金庫まで速やかにご照会ください。

この照会がなかったことによって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

第4条 資金移動

1. 取引の内容

(1)本サ - ビスによる資金移動取引とは、ご契約先からの端末による依頼に基づき、ご契約先の指定した日（以下「指定日」といいます。）にご契約先の指定する代表口座もしくはサ - ビス利用口座（以下「支払指定口座」といいます。）からご契約先の指定する金額を

引落しのうえ、ご契約先の指定する当金庫本支店または当金庫以外の金融機関への国内本支店の預金口座（以下「入金指定口座」といいます。）宛に振込依頼を発信し、または振替の処理を行う取引をいいます。

なお、振込の受付にあたっては、当金庫所定の振込手数料および消費税をいただきます。

(2) 支払指定口座と入金指定口座が同一店舗内でかつ同一名義人の場合は、「振替」として取り扱います。

支払指定口座と入金指定口座が異なる当金庫本支店にある場合、入金指定口座が当金庫以外の金融機関本支店にある場合、または支払指定口座と入金指定口座が異なる名義の場合は、「振込」として取り扱います。

(3) 依頼の内容が確定した場合、当金庫は確定した内容に従い、支払指定口座から振込金額または振替金額、当金庫所定の振込手数料および消費税の合計金額を引落しのうえ、当金庫所定の方法で振込または振替の手続きをします。

(4) 支払指定口座からの資金の引落しは、普通預金規定（総合口座取引規定を含みます。）および貯蓄預金規定にかかわらず、通帳・払戻請求書・キャッシュカードの提出を受けることなしに、当金庫所定の方法により取り扱います。

(5) 以下の各号に該当する場合、振込または振替はできません。

振込または振替時に、振込金額または振替金額、当金庫所定の振込手数料および消費税の合計金額が、支払指定口座より払い戻すことができる金額を超えるとき。

支払指定口座が解約済のとき

ご契約先から支払指定口座についての支払停止の届出があり、それに基づき当金庫が所定の手続きを行ったとき。

差押、相殺等やむを得ない事情があり、当金庫が支払いを不相当と認めたとき。

入金指定口座が解約済などの理由で入金できないとき。

その他、振込および振替ができないと当金庫が認める事由があるとき。

(6) 振込取引において、入金指定口座への入金ができない場合には、組戻手続きにより処理します。

2. 指定日

振込・振替依頼の発信は、原則としてご契約先が指定された指定日に実施し、指定がない場合には、依頼日当日を指定日とします。ただし、振込・振替依頼日当日が指定日となる場合、取引の依頼内容の確定時点で当金庫所定の時限を過ぎ、または受付日が金融機関窓口休業日のときは、「翌営業日扱い」とし、翌金融機関窓口営業日（以下「翌営業日」といいます。）に「入金指定口座」宛振込・振替処理を行います。

3. 振込および振替取引における依頼内容の組戻し

(1) 本規定の第3条第3項により、依頼内容が確定した後にその依頼内容を取りやめる場合（以下「組戻」といいます。）には、当該取引の引落口座がある当金庫本支店の窓口において、組戻依頼書（依頼内容を取りやめる場合）に、当該取引の引落口座にかかる届出の印鑑により記名押印して提出してください。この場合、本人確認に必要な資料を求めることがあります。

なお、第4条第1項第1号の振込手数料および消費税は返却いたしません。また組戻については、当金庫所定の組戻手数料および消費税をいただきます。組戻手数料および消費税の支払は、第4条第1項第4号に従い、引落口座から自動的に引き落とすことができるものとします。

(2) 前項の場合、当金庫は組戻依頼書の内容に従って、組戻依頼電文を振込先の金融機関に発信しますが、振込先の金融機関がすでに振込通知を受信しているときは、組戻ができないことがあります。この場合には、受取人との間で協議してください。

(3) 組戻された振込資金は、組戻依頼書に指定された方法により返却します。現金で返却を受けるときは、当金庫所定の受取書に届出の印鑑により記名押印のうえ、提出してください。この場合、当金庫所定の本人確認資料を求めることがあります。

(4)組戻された振込資金を返却せず改めてその資金による振込の受付をするときは、組戻手数料とあわせて店頭表示の振込手数料をいただきます。

(5)当金庫が、組戻依頼書に押印された印影と、届出の印鑑とを相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱ったうへは、それらの書類につき偽造、変造、その他の事故により万一ご契約先に損害が生じた場合でも当金庫の責めに帰すべき事由がある場合を除き当金庫は責任を負いません。

(6)振込取引において、指定された振込先金融機関の振込口座へ入金できず振込資金が返却された場合には、当金庫はご契約先にその旨お伝えしますので、第4条第1項第1号の手続きをとってください。

返却された振込資金は第4条第3項第3号により処理しますが、相当の期間内に回答がなかった場合または連絡がつかない等の場合には、組戻依頼があったものとみなして、当金庫は振込資金を引落口座へ入金することがあります。

この場合、組戻手数料および消費税の支払は、第4条第1項第4号に従い、引落口座から自動的に引き落とすことができるものとします。

4. ご利用限度額

(1)当金庫は、「振替」「振込」について「支払指定口座」毎に1回・1日あたりのご利用可能限度額を設けます。なお、このご利用可能限度額はご契約先に通知することなく、変更することがあります。

(2)ご契約先は、前号に基づき定められた1回・1日あたりのご利用可能限度額を限度に、申込書により当金庫宛に届出てください。

(3)利用限度額を超えた取引依頼については、当金庫は受付義務を負いません。

第5条 照会サ - ビス

1. 取引の内容

ご契約先は、ご契約時に指定する代表口座またはサ - ビス利用口座について、残高照会、入出金明細照会等の口座情報を照会することができます。なお、照会可能な明細は、当金庫所定の時間内に取引のあった明細に限ります。

2. 照会後の取消、変更

ご契約先からの照会を受けて当金庫から回答した内容は、残高、入出金明細等を当金庫が証明するものではなく回答後であっても当金庫が取消または訂正等を行うことがあります。この場合、取消または訂正により生じた損害について当金庫は責任を負いません。

3. 「照会取引」による口座情報は、第3条第3項による照会依頼内容が確定した時点のものが提供されます。ただし、提供される口座情報は、必ずしも最新の情報とは限りませんのでご注意ください。

第6条 資金移動ロック取引

1. 取引の内容

(1)お客様からの携帯電話機を用いた依頼に基づき、端末のうちパーソナルコンピュータを用いた資金移動等の利用を停止し、または停止を解除することができます。

(2)本取引により「ロック実行」に設定した場合、すべてのサービス利用口座についてパーソナルコンピュータを用いた「資金移動」およびその他当金庫所定の取引(以下あわせて「停止対象取引」といいます)の利用を停止します。

(3)本取引により「一時ロック解除」または「ロック解除」に設定した場合、停止対象取引の利用を再開します。なお、「一時ロック解除」に設定した場合、解除操作から30分を経過するか、または停止対象取引を完了することにより、自動的に停止状態に設定し、停止対象取引の利用を停止します。

第7条 届出事項の変更等

本サ - ビスにかかる印章を失ったとき、または印章、名称、住所、その他届出事項に変更があったときは、ご契約先は直ちに当金庫所定の書面により代表口座保有店宛に届け出るものとします。この届出前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

第8条 取引の記録

本サ - ビスによる取引内容について疑義が生じた場合には、本サ - ビスについての電磁的記録等の記録内容を正当なものとして取り扱います。

第9条 海外からのご利用

海外からは、その国の法律、制度、通信事情、電話機の仕様などによりご利用いただけない場合があります。当該国の法律を事前にご確認ください。

第10条 免責事項等

1. 免責事項

次の各号の事由により本サ - ビスの取扱いに遅延、不能等があっても、これによって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

- (1) 災害・事変、裁判所等公的機関の措置その他やむを得ない事由があったとき。
- (2) 当金庫または金融機関のシステムの運営体が相当の安全策を講じたにも拘わらず、端末、通信回線、またはコンピュー - タ等に障害が生じたとき。
- (3) 当金庫以外の金融機関の責めに帰すべき事由があったとき。

2. 通信経路における安全対策

ご契約先は、本サ - ビスの利用に際し、公衆回線、移動体通信網、専用電話回線、インターネット等の通信経路の特性および本サ - ビスに関して当金庫が講じる安全対策等について了承しているものとみなします。

3. 端末の障害

本サ - ビスに使用する端末および通信媒体が正常に稼動する環境については、ご契約先の責任において確保してください。当金庫は、ご契約により端末が正常に稼動することについて保証するものではありません。

万一、端末が正常に稼動しなかったことにより取引が成立せず、または成立した場合、それにより生じた損害について当金庫は責任を負いません。

第11条 解約等

1. 都合解約

本契約は、当事者の一方の都合で、書面による通知によりいつでも解約することができるものとします。なお、ご契約先からの解約の通知は、当金庫に所定の書面を提出し、当金庫所定の方法によるものとします。ただし、解約時までには処理が完了していない「振込予約」または「振替予約」の依頼が存在する場合は、当該取引依頼の取消を行った上でなければ本サ - ビスの解約はできないものとします。

2. 代表口座の解約

代表口座が解約されたときは、本契約は全て解約されたものとみなします。

3. サ - ビス利用口座の解約

サ - ビス利用口座が解約された場合は、当該口座に対する本サ - ビスは解約されたものとします。

4. サ - ビスの強制解約

ご契約先が以下の各号のひとつに該当した場合は、当金庫はいつでもご契約先に事前に通知することなく本契約を解約することができるものとします。

- (1) 1年以上にわたり本サ - ビスの利用がない場合。
- (2) 利用手数料の支払が遅延した場合。
- (3) 当金庫との取引約定に違反した場合その他当金庫が本サ - ビスの利用停止を必要とする相当の事由が生じた場合。
- (4) 住所変更等の届出を怠るなどにより、当金庫においてご契約先の所在が不明となった場合。
- (5) 支払の停止または破産、特別清算、会社整理、会社更生もしくは民事再生等の手続き開始の申し立てがあった場合。
- (6) 営業の全部または一部を譲渡したとき、または会社分割、合併もしくは解散の決議があ

った場合。

(7)手形交換所の取引停止処分を受けた場合。

(8)本サ - ビスを不正利用した場合

5 . 反社会的勢力との取引拒絶

ご契約先が以下の各号の一つにでも該当し、取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの取引を停止し、またはご契約先に通知することにより本サービスを解約することができるものとします。

(1)ご契約先が本サービスの申込時にした表明・確約に関して虚偽の報告をしたことが判明した場合。

(2)ご契約先が、次のいずれかに該当したことが判明した場合

暴力団

暴力団員

暴力団準構成員

暴力団関係企業

総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等

その他 から に準ずる者

(3)ご契約先が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合

暴力的な要求行為

法的な責任を超えた不当な要求行為

取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為

その他 から に準ずる行為

6 . 解約後の取引の取扱い

本サ - ビスの契約が解約により終了した場合には、その時まで処理が完了していない取引の依頼については当金庫は処理をする義務を負わないものとします。

第 1 2 条 通知等の連絡先

当金庫はご契約先に対し、取引依頼内容等について通知・照会・確認をすることがあります。その場合当金庫に届出た住所・電話番号・電子メ - ルアドレス等を連絡先とします。

なお、当金庫がご契約先にあてて通知・照会・確認を発信、発送し、または送付書類を発送した場合には、届出事項の変更を怠るなどご契約先の責めに帰すべき事由により、これらが延着し、または到着しなかったときでも通常到着すべきときに到着したものとみなします。また、当金庫の責めによらない通信機器、回線およびコンピュータ等の障害ならびに電話・電子メ - ルの不通等の通信手段の障害等による延着、不着の場合も同様とみなすものとし、これにより生じた損害については当金庫は責任を負わないものとします。

第 1 3 条 規定等の準用

本規定に定めのない事項については、各サ - ビス利用口座にかかる各種規定、総合口座取引規定、各サ - ビス利用口座にかかる各種カ - ド規定、振込規定により取り扱います。

第 1 4 条 規定の変更等

当金庫は、本規定の内容をご契約先に事前に通知することなく店頭表示その他相応の方法で公表することにより任意に変更ができるものとします。変更日以降は、変更後の内容に従い取り扱うこととします。

なお、当金庫の責めによる場合を除き、当金庫の任意の変更によって損害が生じたとしても、当金庫は責任を負いません。

第 1 5 条 契約期間

本契約の当初契約期間は、契約日から起算して1年間とし、特にご契約先または当金庫から書面による申出がない限り、契約期間満了日の翌日から1年間継続されるものとし、以降も同様とします。

第16条 機密保持

ご契約先は、本サ - ビスによって知り得た当金庫および第三者の機密を外部へ漏洩しないものとします。

第17条 準拠法・管轄

本契約および本サ - ビスの準拠法は日本法とします。

本契約に基づく諸取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、当金庫の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。

第18条 譲渡・質入・貸与の禁止

本契約に基づくご契約先の権利義務は、当金庫の承諾なしに第三者へ譲渡・質入・貸与等することはできないものとします。

第19条 サ - ビスの終了

当金庫は、本サ - ビスの全部または一部を停止することがあります。その場合は、事前に相当な期間をもって当金庫所定の方法により周知します。この場合、契約期間内であっても本サ - ビスの全部または一部が利用できなくなります。

以 上